

簡易公募型競争入札方式(総合評価落札方式)に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和5年6月27日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長 富山 英範

1. 業務概要

- (1) 業務名 白井川右岸地質調査業務 (電子入札対象案件)(電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、白井川においてボーリング調査を実施するとともに、ボアホールスキャナ、屋内試験、解析等調査を実施した上で、地盤の特性を把握し、豊平川流域における治水計画検討の基礎資料とするものである。
主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・機械ボーリング N=1孔 L=115m
 - ・岩盤透水試験(ルジオンテスト) 22回
 - ・孔内載荷試験 1式
 - ・ボアホールスキャナ測定 1孔
 - ・地下水位観測 1式
 - ・室内岩石試験 1式
 - ・総合解析 1式
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から 令和6年2月26日(月) まで
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務のうち、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行業務である。
- (7) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。
- (8) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定主任定技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (9) 本業務は、技術提案のうち、「その他」、「実施フロー」及び「工程表」を記載項目から除外し、「業務の実施方針」を規定した様式で技術評価を行う試行業務である。
- (10) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2. 指名されるために必要な要件

- (1) 入札参加者に要求される資格
 - 1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - 2) 北海道開発局における業種区分「地質調査」に係る令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
 - 3) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - 5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)
 - 6) 地質調査業者登録規程の登録があること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加者選定要領(平成12年12月19日付け北開局工第333号)第27条の規定に基づく指名基準による。

なお、同種業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

(3) 参加表明書に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件

ア 同種業務の実績

下記に示される同種業務について、平成25年度以降公示日までに完了した業務(ただし、再委託による業務の実績は含まない。)において1件以上の実績を有さなければならない。

・ 同種業務: 基礎岩盤の調査ボーリングに関する業務

(同種業務の実績として記載した業務が確認できる資料(契約書、特記仕様書、経歴書、業務計画書等)を提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム(TECRIS)」に登録されている場合は、契約書の写しは提出する必要はない。この場合登録されていることが確認できる資料(業務カルテ等)の写しを添付すること。)

イ 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「北海道開発局委託業務成績評定要領」(平成7年4月3日付け北開局工第2号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

ウ 令和2年度から令和3年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務(北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務)の地質調査の平均業務評定点が60点以上であること。

ただし、業務の実績がない場合は、この限りではない。

エ 北海道内に本店があること。(本店とは、令和5・6年度の北海道開発局の資格審査において本社(店)として申請した場所をいう。)

2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課)または国土交通大臣認定(土地・建設産業局建設市場整備課)を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は令和5年7月27日(木)を予定する。

ア 予定主任技術者

予定管理技術者については下記のア)、ウ)、エ)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

- [1] 技術士(総合技術監理部門(建設—土質及び基礎又は応用理学—地質))の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- [2] 技術士(建設部門(土質及び基礎)又は応用理学部門(地質))の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- [3] RCCM(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- [4] 地質調査技士(現場技術・管理部門、現場調査部門、土壌・地下水汚染部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- [5] 応用地形判読士(応用地形判読士又は応用地形判読士補)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- [6] 港湾海洋調査士(土質・地質調査)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- [7] 地すべり防止工事士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- [8] 土木学会認定技術者資格制度における特別上級土木技術者(地盤・基礎)の資格を有し、「認定証書証」の交付を受けている者

[9] 土木学会認定技術者資格制度における土木学会上級土木技術者又は1級土木技術者(地盤・基礎)の資格を有し、「認定証書証」の交付を受けている者

土木学会における土木技術者資格については、平成22年度の資格認定者より名称変更となっていることから新資格名を記載しているが、旧資格名も同様の取扱とする。以下同様。

イ) 下記のいずれかの実績を有する者

i 平成25年度以降公示日までに完了した業務のうち、以下に記載する「同種業務」において1件以上の実績を有する者。
(なお、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除くこととし、TECRIS等で確認出来ること。)

同種業務: 基礎岩盤の調査ボーリングに関する業務

ii 過去に同種業務に関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験がある。
(※)

(※) マネジメントした実務経験とは、例えば以下の者に相当する程度の経験をいう。

・建設コンサルタント登録規定(S52.4.15付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「地質調査」の技術管理者

・北海道開発局土木設計業務等調査規程(H17.7.11付け北開局工管第46-1号)第3条に該当する主任調査員及び地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員も若しくは主任調査員

ウ) 令和5年6月27日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が5億円未満かつ10件未満である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量(本業務及び特定後未契約のものを含む)が5億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

なお、手持ち業務量の対象金額について、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月額で除し、当該年度の履行月数を乗じた額とする。

また、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)とする。

ただし、令和5年6月27日現在での手持ち業務のうち、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定主任技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「北海道開発局競争契約入札心得について」(平成24年3月28日北開局工管第250号)第6条第1項第十一号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は主任技術者の手持ち業務量が契約金額で5億円、件数で10件(令和5年6月27日現在での手持ち業務に、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2.5億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす主任技術者に交代させる措置請求を行う。主任技術者等を交代せず業務の履行を継続した場合は当該業務の業務成績評定に厳格に反映させるとともに悪質と認められる場合は指名停止等の措置を講ずるものとする。

[1] 当該主任技術者と同等の同種業務実績を有する者

[2] 当該主任技術者と同等の技術者資格を有する者

[3] 当該主任技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者

[4] 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

エ) 平成30年度から令和3年度末までに完了した業務について、主任技術者として従事した北海道開発局発注業務(北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務)の地質調査の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、業務の実績がない場合は、この限りではない。

なお、上記イ)、エ)における対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加える事ができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

ただし、評価対象となる業務は、該当する休業期間を延長した評価対象期間内において、業務評定点通知をされた業務を対象とする。

イ 予定担当技術者

予定担当技術者については、資格及び実績は問わない。

なお、本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定主任技術者とは別に、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時に[1]、[2]及び[4]が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「北海道開発局競争契約入札心得について」(平成24年3月28日北開局工管第250号)第6条第1項第十一号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- [1] 当該主任技術者と同等の同種業務実績を有する者
- [2] 当該主任技術者と同等の技術者資格を有する者
- [3] 当該主任技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- [4] 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するものうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ③ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

3) 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記ア)、イ)、ウ)、エ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える

- ア) 配置予定技術者の経験及び能力
- イ) 実施方針
- ウ) 賃上げ実施表明
- エ) 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times (\text{技術評価の得点合計}) / (\text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{アに係る評価点}) + (\text{ウに係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{エの評価に基づく履行確実性度})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{イに係る評価点})$$

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。

ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記4.(1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

交付期間は、令和5年6月27日(火)～令和5年9月6日(水)までのうち、閉庁日を除く毎日の9時00分～18時00分までとする。(なお、最終日は11時00分までとする。)

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.(1)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けている者とする。

(4) 参加表明書及び賃上げ表明書の提出方法、提出期限及び提出場所

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により書留郵便又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。

提出期限：令和5年7月7日(金)11時00分

ただし、紙入札方式による場合は、令和5年7月7日(金)11時00分(必着)

提出場所：紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。

(5) 技術提案書の提出方法、提出期限及び提出場所

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により書留郵便又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。

提出期限：令和5年8月9日(水)11時00分

ただし、紙入札方式による場合は、令和5年8月9日(水)11時00分(必着)

提出場所：紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により上記(1)に持参、書留郵便又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは、令和5年9月6日(水)11時00分

ただし、紙入札方式による場合の締め切りは、令和5年9月6日(水)11時00分(必着)

開札日時：令和5年9月8日(金)

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無。

(5) 契約書の作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(7) 本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(8) 技術提案書(履行現実性の審査に必要な部分に限る。)のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある(入札説明書参照)。

(9) 詳細は入札説明書による。